

公調委平成28年（セ）第4号，平成29年（セ）第6号

埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人及び参加人らの裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

## 第1 当事者の求める裁定

### 1 申請人

被申請人は，申請人に対し，402万3470円を支払え。

### 2 参加人A

被申請人は，参加人Aに対し，3003万1896円を支払え。

### 3 参加人B

被申請人は，参加人Bに対し，2002万1264円を支払え。

### 4 被申請人

主文同旨

## 第2 事案の概要

公調委平成28年（セ）第4号事件は，申請人が，申請人ら宅に隣接する被申請人の駐車場における大型トラックなどの稼働時に生じる騒音により睡眠不足となり治療を受け，また，振動及び悪臭による苦痛を被っている等と主張して，被申請人に対し，民法709条及び710条に基づき慰謝料400万円及び治療費等の一部である2万3470円の合計402万3470円の支払を求める事案である。

公調委平成29年（セ）第6号事件は，申請人の妻である参加人A（以下「参加人A」という。）が，上記被申請人の駐車場における大型トラックなどの稼働時に生じる騒音，振動及び悪臭により健康被害を被っている等と主張して，

被申請人に対し、民法709条及び710条に基づき慰謝料3000万円及び責任裁定申請手数料3万1896円の合計3003万1896円の支払を求め、また、申請人の子である参加人B（以下「参加人B」という。）が、被申請人の駐車場における大型トラックなどの稼働時に生じる排気ガスによりぜん息に罹患したと主張して、被申請人に対し、民法709条及び710条に基づき慰謝料2000万円及び責任裁定申請手数料2万1264円の合計2002万1264円の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いが無い事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 申請人及び参加人ら

申請人と参加人Aとは夫婦であり、参加人B（平成24年生）は同人らの子である。

申請人及び参加人Aは平成22年7月以降、参加人Bは出生以降、肩書住所地（別紙1中の「申請者宅」の部分。以下「申請人ら宅」という。）に居住している。

（甲1，甲31，甲35，甲36，審問の全趣旨）

イ 被申請人

被申請人は運送業を営む株式会社である（争いが無い事実）。

(2) 被申請人による駐車場の使用

被申請人は、平成24年12月28日以降、別紙1の申請人ら宅南側の隣地（別紙1中の「被申請者駐車場」の部分。以下「本件駐車場」という。）を賃借し被申請人の運送業に使用する運送用トラック等の車両（以下「被申請人車両」という。）の駐車場として使用していたが、平成30年1月末日、本件駐車場の使用を終了し、同年2月2日、賃貸人に対して本件駐車場を明け渡した（争いが無い事実、甲1，乙1）。

## 2 当事者の主張

### (1) 申請人の主張

#### ア 被申請人の加害行為

##### (ア) 本件駐車場における被申請人車両の稼働状況

被申請人は、平成24年12月以降、本件駐車場に大型トラック等を駐車しており、被申請人の本件駐車場における被申請人車両の稼働は平日及び土曜日の午前4時30分から午前8時まで及び午後6時から午後8時までであり、大型トラックの稼働は不定期である。

平成28年10月21日、同年11月11日、同月12日には午前5時前に本件駐車場で被申請人車両が稼働し、同月29日、同年12月12日、同月15日、同月17日、同月20日、同月22日、同月27日、同月29日、平成29年1月16日、同月18日には午前5時半前に本件駐車場で被申請人車両が稼働していた。その後も同月25日までは午前6時より前から稼働していたし、同月27日（午前5時45分頃から）、同年2月3日（午前5時51分頃から）、同月8日（午前5時58分頃から）、同月10日（午前5時55分頃から）、同月22日（午前5時56分頃から）、同月24日（午前5時58分頃から）、同年3月3日（午前5時59分頃から）及び同月13日（午前5時54分頃から）も、それぞれ午前6時前から稼働していた。

##### (イ) 本件駐車場における被申請人車両からの騒音（以下「本件騒音」という。）

被申請人は、本件駐車場において、被申請人車両のエンジン始動時、アイドリング時及びエアブレーキ作動時に本件騒音を生じさせている。平成28年8月9日の杉戸町役場による騒音測定によれば、午前5時30分前までに8回、午前6時から午前6時30分までの間に7回にわたって10秒間の等価騒音レベルが70dBを超えた。甲3号証には交通騒

音が含まれているが、本件騒音より大きい音は出ていない。

被申請人は、平成28年12月13日、杉戸町から、本件騒音が埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準に適合せず、これにより周辺的生活環境が損なわれているとされ、本件騒音を規制基準に適合させるよう勧告されている。

- (ウ) 本件駐車場における被申請人車両からの振動（以下「本件振動」という。）

被申請人は、本件駐車場において、被申請人車両のエンジン始動時、アイドリング時及びエアブレーキ作動時に本件振動を生じさせている。

- (エ) 本件駐車場における被申請人車両からの悪臭（以下「本件悪臭」という。）

被申請人は、本件駐車場において、被申請人車両の稼働時の排気ガス（以下「本件排気ガス」という。）により本件悪臭を生じさせている。

本件排気ガスが申請人ら宅に到達していることについては、後記(3)（参加人Bの主張）アのとおり。

## イ 申請人の被害

- (ア) 睡眠妨害との因果関係

申請人及び参加人Aの寝室における本件騒音の騒音レベルは大きいときは40dB程度に達している。申請人及び参加人Aの目覚ましの騒音レベルは36dBから42dBであるから、上記の騒音レベルは睡眠を妨害するものである。

本件騒音について、道路に面する地域の環境基準の指針値と比較するのは不相当であるし、申請人ら宅周辺は市街化調整区域であり、第二種低層住居専用地域に該当すると考えられること、本件駐車場において被申請人車両が稼働していないときは申請人及び参加人Aの寝室における騒音レベルは35dBを超えないことから、環境基準における一般地域の

屋内指針（夜間35dB以下）と比較すべきである。

- (イ) 申請人は、毎朝午前5時頃から本件騒音により睡眠を妨害され、睡眠不足となっている。起床後も、エンジン始動時、エアブレーキ作動時、空吹き時及びトラック発進時の騒音により圧迫感を感じ、通勤電車による振動も不快である。昼間は睡眠不足のため仕事に集中できない。土曜日と日曜日の午前中は睡眠不足により起きることができず、生活リズムを狂わされている。早朝の本件騒音が不安で、夜の寝付きが悪い。本件排気ガスによる本件悪臭が申請人ら宅に侵入し、気分が悪くなる（その他、本件振動により苦痛も被っているものと主張していると解される。）。

#### ウ 受忍限度論

申請人の被害は、次の各事情を考慮すれば一般社会生活上受忍すべき程度を超えている。

- (ア) 被申請人の加害行為の程度  
前記アのとおり。
- (イ) 申請人の被害の内容及び程度  
前記イのとおり。
- (ウ) 被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果について

申請人及び参加人Aは、被申請人に対し、半年に1回程度の頻度で本件騒音及び本件悪臭の改善を依頼したが、被申請人は被申請人車両の駐車位置を変更する程度の対策をするのみだった。申請人は、杉戸町に対して本件騒音、本件振動等を相談し、平成28年2月2日、杉戸町から被申請人に対して申請人の苦情が伝えられた。被申請人の従業員が申請人ら宅を訪問したことは否認する。申請人は、被申請人に対し、平成28年7月以降、口頭、書面及び電子メールにより問い合わせたが、被申請人から明確な回答を得られなかったし、同年11月26日に杉戸町役

場で話し合うこととしていたが、同月21日に被申請人は上記話合いに出席できないと伝え、申請人との話合いを拒絶している。

被申請人の防音対策は被申請人車両の始動時間を遅らせること及び駐車場所を移転することによる効果が認められるが、それ以外の対策による効果は明らかではない。

アイドリング禁止は徹底されていないし、被申請人による一定時刻前の出庫禁止は徹底されていない。具体的には、平成28年9月15日には午前3時51分から、同月29日には午前4時12分から、同年10月15日には午前3時34分から、同月21日、同年11月11日、同月12日には午前5時前から、同月29日、同年12月12日、同月15日、同月17日、同月20日、同月22日、同月27日、同月29日、平成29年1月16日、同月18日には午前5時半前から、その後も同月25日までは午前6時より前から、同月27日には午前5時45分頃から、同年2月3日には午前5時51分頃から、同月8日には午前5時58分頃から、同月10日には午前5時55分頃から、同月22日には午前5時56分頃から、同月24日には午前5時58分頃から、同年3月3日には午前5時59分頃から、同月13日には午前5時54分頃から、それぞれ被申請人車両は稼働していた。

また、日常利用していない被申請人車両を利用した防音対策については2階寝室との関係では意味をなさないし、1階に相当する高さとの関係でも平成28年12月9日の申請人による測定結果によれば防音対策の効果はなかった。

(エ) 地域環境について

県道〇〇号線は常時車両が通行している状況ではないし、本件騒音よりも短時間である。

県道〇〇号線は申請人ら宅から約40m離れており、同県道の通行車

両による排気ガスが申請人ら宅に流れてくる量は少ない。

エ 申請人の損害額 402万8310円

(ア) 慰謝料 400万円

申請人及び申請人の同居家族6名の受けた精神的苦痛（被申請人による本件騒音，本件振動，本件排気ガスに対する改善要求，夜間照明の向きの改善要求，杉戸町への相談，申請人による騒音測定，申請人の家族の健康被害への心配，当時4歳の参加人Bが平成28年10月12日にぜん息を発症したこと）を慰謝するには400万円が相当である。

(イ) 医療関係費 2万8310円

a 申請人分 1万2750円

申請人は，前記アの被申請人の加害行為により前記イの被害を被り，平成28年11月19日以降Cクリニック及びD薬局に対し，次の治療費を支払った。

平成28年11月19日	Cクリニック	2860円
同日	D薬局E店	1270円
同年12月24日	Cクリニック	2850円
同日	D薬局E店	2180円
平成29年1月28日	Cクリニック	1410円
同月30日	D薬局E店	2180円

b 参加人A分 1万4390円

参加人Aは，後記(2)イのとおり本件騒音により睡眠を妨害され，健康被害を受けた。申請人は，平成28年2月19日以降，参加人Aの夫として，次の参加人Aの治療費を負担した。

平成28年2月19日	Fクリニック	1050円
同日	D薬局E店	1100円
同年10月5日	Fクリニック	1290円

同月 7 日	D 薬局 E 店	6 0 0 円
同年 1 1 月 2 5 日	F クリニック	3 0 2 0 円
同日	D 薬局 E 店	8 3 0 円
同年 1 2 月 2 日	F クリニック	2 6 9 0 円
平成 2 9 年 1 月 3 0 日	F クリニック	5 8 0 円
同日	D 薬局 E 店	1 6 7 0 円
同年 2 月 4 日	F クリニック	7 8 0 円
同日	D 薬局 E 店	7 8 0 円

c 通院交通費 1 1 7 0 円

申請人ら宅から C クリニックまでの電車賃（申請人ら宅の最寄り駅である G 駅から C クリニックの最寄り駅である H 駅までである。）は片道 1 9 5 円であり，申請人は同クリニックに 3 回にわたって通院した（1 9 5 円×2×3回）。

(2) 参加人 A の主張

ア 被申請人の加害行為

前記(1)（申請人の主張）アに同じ。

イ 参加人 A の被害

(ア) 睡眠妨害との因果関係

前記(1)（申請人の主張）イ(ア)に同じ。

(イ) 参加人 A は毎朝午前 5 時頃から本件騒音により睡眠を妨害され，睡眠不足となっている。睡眠不足により薬を処方され服用しているが，薬の副作用による集中力の低下により家事が思うようにできないし，薬の服用により妊娠することも困難となった。また，参加人 A は，被申請人が本件駐車場の利用を開始する前は心身症により通院することはなかったが，被申請人による本件駐車場利用後の平成 2 5 年 1 0 月頃から心身症疾患を疑わせる訴えを申告していた。



さらに、参加人Aは本件悪臭についても苦痛を被っている（その他、本件振動により苦痛も被っているものと主張していると解される。）。

#### ウ 受忍限度論

参加人Aの被害は、次の各事情を考慮すれば一般社会生活上受忍すべき程度を超えている。

##### (ア) 被申請人の加害行為の程度

前記アのとおり。

##### (イ) 参加人Aの被害の内容及び程度

前記イのとおり。

##### (ウ) 被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果について

前記(1)（申請人の主張）ウ(ウ)のとおり。

##### (エ) 地域環境について

前記(1)（申請人の主張）ウ(エ)のとおり。

#### エ 参加人Aの損害額 3003万1896円

##### (ア) 慰謝料 3000万円

参加人Aは、被申請人の加害行為により不眠症となり、それに伴う精神的苦痛及び肉体的苦痛を受けたことから、慰謝料として3000万円の支払を求める。

##### (イ) 責任裁定申請手数料 3万1896円

参加人Aは、杉戸町等を通じて被申請人に対して加害行為の改善を求めたが、改善されず責任裁定を申請するに至ったから責任裁定申請手数料3万1896円の支払を求める。

#### (3) 参加人Bの主張

##### ア 被申請人の加害行為

##### (ア) 本件駐車場における被申請人車両の稼働状況

前記(1)（申請人の主張）ア(ア)に同じ。

(イ) 本件排気ガスによる大気汚染

本件駐車場における被申請人車両は後方を東側に向けて駐車しており、被申請人車両による本件排気ガスは申請人ら宅に流れるようになっており、申請人ら宅の本件駐車場側周辺には本件排気ガスにより黒いすすが付着している。

本件駐車場における被申請人車両の始動時は十分な暖気がされておらず粒子状物質排出量は十分な暖気がされている場合よりも多い。環境基本法16条1項の規定による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準は浮遊粒子状物質で「1時間値の1日平均値が $0.1\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.2\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。」に対し、埼玉県粒子状物質排出基準は1時間当たり $0.18\text{ g}/\text{kW}$ である。被申請人車両の出力が $450\text{ kW}$ とすると1時間当たり $81\text{ g}/\text{h}$  ( $81,000\text{ mg}/\text{h}=0.18\text{ g}/\text{kWh}\times 450\text{ kW}$ )となる。アイドリングを5分間行った場合 $6750\text{ mg}$  ( $81\text{ g}/\text{h}\times 5\text{ min}/60\text{ min}\times 1000\text{ mg}$ )の排出量となる。環境基本法の基準に必要な空間体積は $33750\text{ m}^3/\text{h}$  ( $6750\text{ mg}\div 0.2\text{ mg}/(\text{m}^3/\text{h})$ )となり、地上5mとすると $6750\text{ m}^2$ となる。申請人ら宅前面の南北方向距離が20mとすると申請人ら宅と本件駐車場間の必要空間を確保するには $337.5\text{ m}$ の離隔距離が必要となる。そのため、排気対策を行うことが必要である。また、上記計算は車両1台に対しての離隔距離であるため被申請人は複数台の車両を保有していることからそれ以上の離隔距離が必要となるはずである。

イ 参加人Bの被害

参加人Bは本件排気ガスによる影響により平成28年10月12日にぜん息と診断された。

ぜん息の主な原因と考えられているダニ、ハウスダストについては他の家族と同じ環境であるが、家族内でぜん息を発症している者はいない。家族内に喫煙者はおらず、化石燃料を使う暖房器具を使用していないし、ペットもない。参加人Bは食物アレルギーではない。風邪などの感染症、天気気温の変化は他の家族と同じ環境である。

ぜん息の主な原因のうち参加人Bと家族の違いは、参加人Bは申請人ら宅にいる時間が長く、日中1人で庭において遊ぶこともあり、本件排気ガスにさらされる状況がある。

#### ウ 受忍限度論

参加人Bの被害は、次の各事情を考慮すれば一般社会生活上受忍すべき程度を超えている。

(ア) 被申請人の加害行為の程度

前記アのとおり。

(イ) 参加人Bの被害の内容及び程度

前記イのとおり。

(ウ) 地域環境について

県道〇〇号線は申請人ら宅から約40m離れており、同県道の通行車両による排気ガスが申請人ら宅に流れてくる量は少ない。

#### エ 参加人Bの損害額 2002万1264円

(ア) 慰謝料 2000万円

参加人Bは、本件排気ガスによりぜん息となり、現在も薬を服用することにより精神的苦痛及び肉体的苦痛を受けたことから慰謝料として2000万円の支払を求める。

(イ) 責任裁定申請手数料 2万1264円

参加人Bは、責任裁定を申請するに至ったから責任裁定申請手数料2万1264円の支払を求める。

(4) 被申請人の主張

ア 被申請人の加害行為について

(ア) 本件駐車場における被申請人車両の稼働状況について

被申請人が、平成24年12月28日以降、本件駐車場に大型トラックを駐車していたことは認め、その稼働状況については否認する。

従前、午前5時ないし午前5時前に本件駐車場を出庫する被申請人車両もあったが、その後、午前5時前の本件駐車場からの被申請人車両の出庫を禁止していた。平成28年10月15日以降の本件駐車場からの被申請人車両の出庫時間は後記ウ(ウ)のとおりであり、平成29年3月当時の本件駐車場におけるトラックの稼働状況は概ね平日及び土曜日の各午前6時から午前8時までの間及び各午後6時から午後8時までである。もっとも、業務の状況により、午後8時以降や日中の時間帯に車両が入り出すこともある。平成24年12月から平成28年10月14日までの間、本件駐車場に駐車又は出入りするトラックの台数及び出入りする時間帯はいずれも概ね一定である。

日中は、本件駐車場に駐車している被申請人車両の多くが出庫しており、本件駐車場内への被申請人車両の入庫や駐車位置の変更等があり得るものの一時的であるし、アイドリング状態の被申請人車両内で運転手が仮眠していることは否認する。

(イ) 本件騒音について

否認する。

甲3号証、甲20号証には、暗騒音として県道〇〇号線を通行する車両の交通騒音が含まれている。

杉戸町による平成28年10月21日実施の騒音測定によれば、午前5時30分から午前5時40分までの結果が56.6dB、午前6時50分から午前7時00分までの結果が55.2dBと記載されている。加え

て、表に記載の数値（L A（瞬時値））において60dBを超える瞬間は、前者の時間帯には合計2回（2秒）のみ、後者の時間帯でも合計6回（6秒）のみである。

平成29年3月30日、本件駐車場の申請人ら宅との敷地境界付近において、10tトラックへの運転手の乗車、エンジンスタート、本件駐車場外への出庫、本件駐車場への再入庫、エンジン停止及び運転手の下車までの間に発生した本件騒音を測定したところ、最大騒音レベルは51.4dBであり、エアブレーキ作動時も50dBを下回った。

平成29年4月13日の被申請人による騒音測定結果によれば、本件駐車場の申請人ら宅との敷地境界付近において、10tトラックへの運転手の乗車、エンジンスタート、本件駐車場外への出庫、本件駐車場への再入庫、エンジン停止及び運転手の下車までの間に発生した本件騒音を測定したところ、最大騒音レベルは47.8dBであり、暗騒音を含めでも常に50dBを下回った。

平成29年7月3日の杉戸町委託業者による騒音測定の結果は56dBである。

(ウ) 本件振動について

否認する。

(エ) 本件悪臭及び本件排気ガスによる大気汚染について

否認する。

甲32号証の9番目の動画には被申請人車両の発車時に白煙が発生していることは認められるが、申請人ら宅に流れ込んでいるものではなく、約2秒後には空気中に霧消している。平成29年3月8日の駐車位置の変更以前においても、基本的に、本件駐車場の利用当初（遅くとも申請人から騒音の苦情が続いた平成28年夏より前）から、本件敷地境界付近には使用頻度の低い被申請人車両を駐車させており、また平成28年

10月17日以降は、防音対策として、積極的に日常使用していない被申請人車両を配置しており（乙5の配置図②ないし④）、申請人及び参加人らの主張するような大型トラックの本件排気ガスの影響は認められない。

本件駐車場を利用する被申請人の大型トラックは年1回の継続検査（車検）を受け、当該検査において、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に適合していることが確認されている。さらに、関東の1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）及び当該県内の5政令指定都市（横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成する九都県市（相模原市が政令指定都市になる前は八都県市）は、各条例で規制するディーゼル車の粒子状物質（PM）の排出基準適合のために必要な粒子状物質（PM）減少装置を共同して指定しているところ、本件駐車場を利用する被申請人の大型トラックは全て当該PM減少装置を装着しているか又はそもそも当該PM減少装置の装着が不要の車両であり、当該排出基準に適合している。このように本件駐車場を利用する被申請人の大型トラックは適用される自動車の排出ガス規制に適合している。

#### イ 申請人らの被害について

##### （ア）申請人の被害について

否認する。

被申請人は、本件責任裁定手続が開始される前に、平成28年夏以降申請人から苦情を受けていたが、申請人及び参加人Aが通院しているという事実を聞いたことがない。

被申請人が本件駐車場の利用を開始してから4年9か月以上経過し、かつ、その時点で本件駐車場の利用態様につき、騒音を拡大する方向での特段の変更がないばかりか、被申請人が日常使用していない被申請人

車両を利用しての防音対策等を実施し、一定の効果が認められている時点において、更には、被申請人から申請人に対する話合いのための面談の求めを拒否した直後に、申請人、参加人Aのいずれもが不眠症のため通院を開始し、更に参加人Bがぜん息を発症したとする申請人、参加人A及び参加人Bの各主張は疑問である。

杉戸町による平成29年7月3日の騒音測定結果における暗騒音を除外した56dBは屋外における測定結果であるが、仮に、この数値を基礎として平均的な防音性能を前提に申請人ら宅室内における窓を閉めた状態における騒音レベルを試算すると、31dBであると見込まれる。この数値は、環境基準の屋内指針における各数値を下回る。また、仮に、申請人らが提出した証拠（甲44、甲61）に記載された騒音レベルが申請人ら宅室内における騒音レベルであったとしても、環境基準の屋内指針における「道路に面する地域」の「夜間」の数値（40dB以下）以下や「昼間」の数値（45dB以下）以下である。

申請人ら宅の西側約40mのところ南北に走る県道〇〇号線が存在し、後記ウ(エ)のと通りの交通量がある。そして、申請人らの寝室があると主張する申請人ら宅2階南側と県道〇〇号線との間には音や大気の流れを遮る建物も存在しない。したがって、県道〇〇号線の通行車両による騒音の影響を無視することは著しく合理性を欠いている。

(イ) 参加人Aの被害について

否認する。

甲29号証には参加人Aについて不眠症である旨の記載があるが、本件騒音を原因とする旨の記載はないし、参加人Aは平成28年2月19日も甲29号証作成の病院に通院しているにもかかわらず、その後約8か月にわたり不眠症の相談や診察を受けていない。甲35号証には参加人Aについて心身症である旨の記載があるが、一般検査所見に異常は認

められない旨記載されている。

その余は前記(ア)のとおり。

(ウ) 参加人Bの被害について

本件排気ガスにより参加人Bがぜん息にり患したことは否認する。甲36号証には気管支ぜん息の悪化因子についての記載があるが、一般論として、空気汚染が気管支ぜん息の悪化因子の一つと考えられており、関連して通行車両による排気ガス等の排出の観点から幹線道路の近くに住むことがリスク要因とされているという一般的知見に言及しているにすぎない。

参加人Bのみが他の家族と比べて自宅にいる時間が長く健康被害を受けやすいことは否認する。参加人Bの主張によれば同人は平成28年10月当時4歳であるが、一般に4歳以下の子どもが1人で自宅や自宅の庭に放置されるとは考えにくい。被申請人車両の多くは、朝に出庫して夕方に帰庫するため、日中は不在となる。

県道〇〇号線は南北に▲▲市と■■市とを結ぶ幹線道路であり、埼玉県側の北側に位置する茨城県、栃木県、群馬県及び東北地方を「使用の本拠」とする車両も日常的に相当数通行していると思料される所、埼玉県に隣接する茨城県、栃木県、群馬県等を「使用の本拠」とする車両については九都県市による規制の対象外であるから、これらの車両から発生する排気ガスの影響を無視することは合理性を欠く。

ウ 受忍限度論

(ア) 被申請人の加害行為の程度について

前記アのとおり。

(イ) 申請人らの被害について

前記イのとおり。

(ウ) 被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果について



- a 被申請人は、被申請人のトラック運転手に対し、近隣からの苦情の事実を伝え、アイドリングストップ、本件駐車場進入時の減速等を周知し、指導したほか、次のような対策を講じた。
- b 平成28年10月15日  
本件駐車場を使用していた午前5時に出庫する4 tトラック2台を本社社屋敷地内駐車場に移動した。
- c 平成28年10月17日  
申請人ら宅側に東西方向に駐車していたトレーラー1台を西側（県道〇〇号線寄り）に移動し、日常使用していない被申請人車両を、防音壁代わりに申請人ら宅側に東西に2列に並列して配置した。
- d 平成28年10月18日  
申請人ら宅側に東西方向に駐車していた10 tトラック2台をより南側の申請人ら宅から遠い位置に変更した。杉戸町による平成28年10月21日実施の騒音測定によれば、前記ア(イ)のとおりである。
- e 平成28年11月26日  
本件駐車場の被申請人車両の出庫時間を午前5時半以降に繰り下げ、午前5時半より前に出庫する被申請人車両を本社社屋敷地内駐車場に移動した。
- f 平成29年1月16日  
本件駐車場を使用していた10 tトラック1台及び2 tトラック1台を別の営業所に移動した。
- g 平成29年1月24日  
本件駐車場の被申請人車両の出庫時間を午前6時以降に繰り下げ、午前6時より前に出庫する被申請人車両を本社社屋敷地内駐車場に移動し、日常使用していない防音壁代わりに被申請人車両の位置を変更し、東西に2列又は3列に配置した。

h 平成29年3月8日及び同月9日

申請人ら宅側に配置した2列目の10tトラック2台を西側向きに縦列に駐車していたところ、1台の向きを正反対にし、後部同士が向き合うように配置した。

i 平成29年3月16日

申請人ら宅側に配置した2台の10tトラックの下部に隙間なく、業務用ラップにより密閉したプラスチック製パレットを平積みした。

平成29年3月30日の被申請人による騒音測定結果は、前記ア(イ)のとおりである。

j 平成29年4月4日

申請人ら宅側に1列目の4tトラックを西側方向に前向きに配置していたところ、90度回転し、南向きに南北に配置した。

k 平成29年4月12日

駐車位置を南北方向に変更した日常使用していない4tトラックの下部に隙間なく、業務用ラップにより密閉したプラスチック製パレットを平積みした。

平成29年4月13日の被申請人による騒音測定結果は、前記ア(イ)のとおりである。

l 平成29年5月12日

本件駐車場の南東側に駐車していた日常使用している複数の10tトラックを全て本件駐車場出入口側に移動した。

(エ) 地域環境について

前記イ(ア)のとおり、申請人ら宅の西側約40mのところ南北に走る県道〇〇号線が存在し、埼玉県が国土交通省及びさいたま市と連携して平成27年9月から同年11月にかけて実施した一般交通量の調査によれば、平日における埼玉県杉戸町△△□□□ー●地点の車両の上下線を

併せた交通量は、昼間12時間において小型車8764台、大型車858台、合計9622台、夜間12時間において小型車2664台、大型車511台、合計3175台である。

そして、申請人らの寝室があると主張する申請人ら宅2階南側と県道〇〇号線との間には音や大気の流れを遮る建物も存在しない。申請人ら宅の所在地は県道〇〇号線を通行する車両から発生する騒音が認められ、埼玉県における騒音に係る環境基準については「道路に面する地域」に該当し、朝6時から夜10時までの日中は65dB以下、それ以外の夜間は60dB以下という基準が妥当する地域である。

杉戸町による平成29年7月3日の騒音の測定結果によれば、本件騒音が生じている時間帯は測定時間全体（2時間）のうちの一部であり、県道からの交通騒音などの影響が大きい時間帯の方が長時間に及んでいる。

エ 申請人らの損害額について

- (ア) 申請人の損害額について  
否認ないし争う。
- (イ) 参加人Aの損害額について  
否認ないし争う。
- (ウ) 参加人Bの損害額について  
否認ないし争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前提事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 本件駐車場及び申請人ら宅の位置関係並びに周辺の状況

本件駐車場は、別紙1のとおり、申請人ら宅南側に隣接している。

本件駐車場の出入口は県道〇〇号線と接しており、申請人ら宅から県道〇〇号線までの距離は40mから50m程度である。埼玉県が国土交通省及びさいたま市と連携して平成27年9月から同年11月にかけて実施した一般交通量の調査によれば、平日における埼玉県杉戸町△△□□□-●地点（本件駐車場付近から県道〇〇号線を約1.2km北上した地点）の車両の上下線を併せた交通量は、昼間12時間において小型車8764台、大型車858台、合計9622台、夜間12時間において小型車2664台、大型車511台、合計3175台である。

本件駐車場及び申請人ら宅の所在地は市街化調整区域であり、用途地域の指定のない地域である。

（前提事実(1)ア、同(2)、甲2、乙3、乙23、乙37から乙39まで）

(2) 規制基準

本件駐車場所地（用途地域の指定のない地域）における指定騒音工場等又は作業場等の敷地の境界線における騒音及び振動の大きさの許容限度は、次のとおりである（以下、騒音に係る許容限度を「騒音規制基準」という。甲9、乙6、乙17）。

騒音	朝（午前6時から午前8時まで）	50dB
	夕（午後7時から午後10時まで）	
	昼間（午前8時から午後7時まで）	55dB
	夜間（午後10時から午前6時まで）	45dB
振動	昼間（午前8時から午後7時まで）	65dB
	夜間（午後7時から午前8時まで）	60dB

(3) 騒音に係る環境基準

ア 騒音に係る環境基準の概要

環境基本法16条に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい政府の政策目標として定められた騒音に係る環

境基準の概要は、次のとおりである（乙19、乙20）。

騒音の評価方法は等価騒音レベルとする。

道路に面する地域の環境基準に該当する地域については、一般地域の環境基準によらず、道路に面する地域の環境基準による。「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことである（なお、道路交通騒音が及ぶ範囲は、道路構造、沿道の立地状況等によって大きく異なるため、道路端からの距離によって一律に道路に面する地域の範囲を確定することは適当でない。）。車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

		6時～22時	22時～6時
一般地域の環境基準		55dB以下	45dB以下
道路に面する地域の環境基準	B地域（用途地域の定めのない地域を含む）のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

イ 平成10年5月22日付け中央環境審議会による「騒音の評価手法等の在り方について（答申）」

前記アの騒音に係る環境基準の公布に先立ち、中央環境審議会は、平成10年5月22日、環境庁長官に対し、次の内容などを答申した（職1）。

(ア) 評価の位置

評価の位置は、個別の住居、病院、学校等（以下「住居等」という。）が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価することが適当である。

(イ) 騒音影響に関する屋内指針の設定

環境基準の指針値の検討に当たっては、生活の中心である屋内におい

て睡眠影響及び会話影響を適切に防止する上で維持されることが望ましい騒音影響に関する屋内騒音レベルの指針（以下「騒音影響に関する屋内指針」という。）を設定し、これが確保できることを基本とするとともに、不快感等に関する知見に照らした評価を併せて行うことが必要であり、騒音影響に関する屋内指針は、睡眠影響及び会話影響に関する科学的知見を踏まえ、「騒音影響に関する屋内指針」のとおりとすることが適当である旨答申した。

「騒音影響に関する屋内指針」

	昼間 [会話影響]	夜間 [睡眠影響]
一般地域	4 5 dB 以下	3 5 dB 以下
道路に面する地域	4 5 dB 以下	4 0 dB 以下

(ウ) 建物の防音性能

建物の防音性能については、通常の建物において窓を開けた場合の平均的な内外の騒音レベル差（防音効果）は1 0 dB、窓を閉めた場合は建物によって必ずしも一様でないが、通常の建物において概ね期待できる平均的な防音性能は2 5 dB 程度であると考えられる。

(エ) 道路に面する地域の環境基準の指針値

騒音の影響を受けやすい面の屋内において主として窓を閉めた生活が営まれていると認められる住居等については、幹線道路近接空間における指針値の特例として設定した屋外の指針値に代わるものとして、屋内へ透過する騒音（以下、単に「透過する騒音」という。）に係る指針値を設定し、これを適用することができるものとするのが適当であることなどを含め、道路に面する地域の環境基準の指針値を「道路に面する地域の環境基準の指針値」のとおりとすることが適当である。

「道路に面する地域の環境基準の指針値」

	昼間	夜間
専ら住居の用に供される地域（C地域）	60 dB 以下	55 dB 以下
主として住居の用に供される地域（C地域を除く）及び相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域（D地域）	65 dB 以下	60 dB 以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、道路に面する地域の指針値の特例として上表にかかわらず次表の指針値のとおりである。

	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 dB 以下	65 dB 以下
騒音の影響を受けやすい面において、主として窓を閉めた生活が営まれていると認められる場合については、透過する騒音に係る指針値（屋内へ透過する騒音が昼間45 dB 以下、夜間40 dB 以下であることをいう。）によることができる。		

- (4) 申請人及び参加人Aは、平成22年7月以降申請人ら宅に居住し、参加人Bは出生した平成24年以降、申請人ら宅に居住している（前提事実(1)ア）。
- (5) 被申請人は、平成24年12月28日、本件駐車場において被申請人車両の駐車場として利用を開始した。被申請人車両は、午前5時ないし午前5時前に本件駐車場を出庫することがあった。（前提事実(2)、審問の全趣旨）
- (6) 申請人は、平成28年2月1日、杉戸町職員に対し、午前4時頃から本件

駐車場における被申請人車両が始動することによる本件騒音、本件振動及び本件悪臭に係る苦情を申し立て、本件排気ガスによる子どもの健康に対する不安等を述べた。これを受けて、杉戸町職員は、同月2日、被申請人の担当者に対し、本件駐車場の北側住民から苦情があったことを伝え、アイドリングストップや大型車両の駐車位置の変更等を求めた。

平成28年6月又は7月頃、申請人又は参加人Aが被申請人に対して被申請人車両のエアブレーキ音について苦情を申し立てたところ、被申請人側は2か月程度にわたってエアブレーキ音について配慮していた。

申請人は、平成28年8月2日、埼玉県水環境課及び杉戸町に対し、午前5時から午前5時30分までの間の本件騒音、本件振動及び本件排気ガスについて苦情を申し立てた。これを受けて、杉戸町職員は、同日、被申請人の担当者に対し、申請人の苦情内容等を伝えた。

(甲2、審問の全趣旨)

(7) 杉戸町による1回目の騒音測定

杉戸町は、平成28年8月9日午前5時から午前7時10分までの間、本件駐車場と申請人ら宅敷地との間の敷地境界(以下「本件敷地境界」という。)付近において騒音を測定し(以下「杉戸町による1回目の騒音測定」という。)、10秒間の等価騒音レベル( $L_{Aeq,10s}$ )、最大騒音レベル( $L_{Amax,10s}$ )、5%時間率騒音レベル( $L_{A5,10s}$ )、最小騒音レベル( $L_{Amin,10s}$ )を分析した。

同日の本件駐車場における被申請人車両の駐車位置は別紙2のとおりであり、上記時間中に24台中合計15台が始動した(別紙2中☆印を記載した被申請人車両はアイドリングをした車両であり、別紙2中の記載時刻にエンジンが始動した。被申請人車両のエンジン始動時刻は午前4時42分頃を始め、午前5時台に5台、午前6時台に9台、午前7時3分頃に1台である。その余の8台のエンジン始動時刻は不明である。)

県道〇〇号線を車両が通行した際の交通騒音として、本件敷地境界付近に



において49dBから64dB程度が測定された。

(甲2, 甲20)

(8) 杉戸町職員は、杉戸町による1回目の騒音測定結果を踏まえ、本件敷地境界付近において、被申請人車両のエンジン始動時には60dBから70dB程度が測定され、アイドリング時には60dB付近が測定され、ブレーキ音やエアブレーキ音を発する車両があったと判断し、平成28年8月10日、被申請人に対し、被申請人車両のエンジン始動時及びアイドリング時において騒音規制基準値を超過していること及び騒音を軽減するための対応（被申請人車両の配置変更、防音壁設置、アイドリングストップの周知徹底、被申請人車両のブレーキ点検等）を指導した（甲2）。

(9) 被申請人は、平成28年10月中旬、本件駐車場内の申請人ら宅側に東西方向に駐車していた被申請人車両を申請人ら宅側から離れた場所に移動したり、日常使用していない被申請人車両を防音壁代わりに申請人ら宅側に配置した（乙5）。

(10) 杉戸町による2回目の騒音測定

杉戸町は、平成28年10月21日午前5時30分から10分間及び午前6時50分から10分間にわたり、本件敷地境界付近において、騒音を測定した（以下「杉戸町による2回目の騒音測定」という。）。同日の本件駐車場における被申請人車両の駐車位置は別紙3のとおりであり、午前5時30分からの10分間の間に3台が始動し、午前6時50分からの10分間に3台が始動したほか、午前4時59分を始め、午前5時台に3台（午前5時30分からの10分間に始動した3台と合わせると合計6台）、午前6時台に7台（午前6時50分からの10分間に始動した3台と合わせると合計10台）、午前8時頃までに合計20台前後が出庫した。

杉戸町は、午前5時30分から10分間の騒音測定結果のうち本件騒音以外の騒音を除外した騒音測定値を56.6dBと、午前6時50分から10分

間の騒音測定結果のうち本件騒音以外の騒音を除外した騒音測定値を55.2dBと判断した(上記56.6dBや55.2dBについて、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ ), 5%時間率騒音レベル( $L_{A5}$ ), 50%時間率騒音レベル( $L_{A50}$ )等の区別は明確ではないが、1秒ごとの騒音レベルを参照する限り5%時間率騒音レベルであることがうかがわれる。)

(乙5, 乙6)

(11) 杉戸町は、平成28年10月31日頃、被申請人に対し、「騒音の防止について(注意)」と題する書面により、本件駐車場において発生する騒音測定の結果が騒音規制基準に適合せず、これにより周辺的生活環境が損なわれていると認めるとして、速やかに騒音防止対策の措置をとることにより、本件騒音を騒音規制基準に適合させるように注意した(甲7)。

(12) 申請人及び参加人Aは、遅くとも平成28年7月頃以降、被申請人に対し、口頭、文書又は電子メールにより本件騒音等に対する苦情や改善を求め、被申請人は本件駐車場における被申請人車両の駐車位置を変更するなどしていた。その後、申請人が文書や電子メールにより協議することを求めたのに対して被申請人が文書や電子メールにより改善策等を回答しないこと、申請人が杉戸町職員を介した申請人と被申請人との話合いに際して被申請人が必ず回答することやビデオ撮影を要望したのに対して被申請人がビデオ撮影や文書によって回答することに同意しなかったことから、本件騒音等の改善に向けた協議がされなくなった。(甲4, 甲5, 甲6, 甲10, 甲18の2, 乙5, 審問の全趣旨)

(13) 申請人は、平成28年12月9日午前5時34分頃から午前6時51分頃までの間、本件敷地境界付近よりも申請人ら宅敷地側の屋外において騒音を測定した(以下「申請人による平成28年12月9日の騒音測定」という。)。その結果は別紙4のとおりである(灰色部分は本件駐車場において被申請人車両が稼働している時間帯を、青線は騒音レベルを、赤線は騒音規制基準値

を、それぞれ示している。)。上記時間帯の間に合計9台が始動し(午前5時台が6台、午前6時台が3台)、被申請人車両の稼働により70dBを測定した回数は3回程度である。県道〇〇号線を車両が通行した際の交通騒音として、上記場所において50dBから60dB程度が測定されることが多く、65dB程度が測定されることもあった。(甲8, 甲13, 甲14)

(14) 杉戸町は、平成28年12月13日頃、被申請人に対し、「騒音の防止について(勧告)」と題する書面により、本件駐車場において発生する騒音測定の結果が騒音規制基準に適合せず、これにより周辺的生活環境が損なわれていると認めるとして、平成29年2月16日までに①騒音の防止の方法を改善すること、②本件駐車場の使用方法を変更すること等の措置をとることにより本件騒音を騒音規制基準に適合させるように勧告した(甲19)。

(15) 被申請人は、平成29年1月以降、本件駐車場に駐車し、稼働する被申請人車両を18台程度に減らし、同月下旬以降、本件駐車場からの出庫を午前6時以降とした(乙5, 乙7(枝番号を含む。), 乙22。なお、申請人及び参加人Aは、本件駐車場における被申請人車両の始動時刻は午前6時前である旨主張しているが(前記第2の2(1)ウ(ウ), 同(2)ウ(ウ)), 申請人及び参加人Aの上記主張が事実であったとしても被申請人車両の始動時刻は概ね午前6時頃となったといえることができる。))。

(16) 被申請人は、平成29年5月12日、本件駐車場の南東側に駐車していた10tトラックを、本件駐車場出入口側に移動させた(乙7の3, 乙10の2)。

(17) 杉戸町による3回目の騒音測定

杉戸町から委託を受けたI株式会社は、平成29年7月3日午前5時30分から午前8時までの間、本件敷地境界付近の高さ約4.8mにおいて騒音を測定した(以下「杉戸町による3回目の騒音測定」という。))。

午前5時30分から午前6時までの間、本件騒音はなく、午前6時から午

前8時までの上記騒音測定の結果は次のとおりである（単位はdB）。（乙23）

暗騒音の影響が大きい箇所を除外した場合

$L_{A5}$	$L_{A50}$	$L_{A95}$	$L_{Aeq}$	$L_{Amax}$	$L_{Amin}$
56	44	38	50	76	35

本件駐車場から発生する騒音以外の全ての騒音を含めた場合（総合騒音）

$L_{A5}$	$L_{A50}$	$L_{A95}$	$L_{Aeq}$	$L_{Amax}$	$L_{Amin}$
58	50	40	53	76	35

- (18) 被申請人は、平成30年1月末日、本件駐車場における被申請人車両の使用を終了し、同年2月2日、賃貸人に対して本件駐車場を明け渡した（前提事実(2)）。
- (19) 申請人は、Cクリニック医師Jから不眠症との診断を受け、平成28年1月19日から治療を受けている（甲30）。
- (20) 参加人Aは、医療法人K会Fクリニック医師Lから、平成28年10月5日以降不眠症との診断を受けて治療中であり、平成29年9月28日、心身症との診断を受けている。同医師は、参加人Aについて、平成24年までは主に感冒様症状により年に2、3回通院し、平成25年10月頃から動悸、過換気等心身症を疑わせる訴えがあり、平成28年から頭痛、胸痛、腹痛、不眠といった症状の増加に伴い来院回数が多くなっている、一般検査所見に異常は認められない旨診断書に記載している。（甲29、甲35）
- (21) 参加人Bは、平成28年10月に医療法人M病院を受診し、気管支ぜん息軽症間欠型との診断を受け、抗アレルギー薬によるぜん息長期管理が行われている。同病院N医師は、参加人Bについて平成28年10月以前から1年に数回のぜん息を認めるほか、気管支ぜん息の悪化因子として、アレルギー、呼吸器感染症、空気汚染、その他の因子があり、車両排気ガス等が気管支ぜん息の悪化因子として認められている旨診断書に記載している。（甲36）

## 2 申請人及び参加人Aの裁定申請について

(1) 施設等の操業に伴う騒音，振動，悪臭又は大気汚染による被害が，第三者に対する関係において，違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは，①侵害行為の態様，侵害の程度，②被侵害利益の性質と内容，③当該施設等の所在地の地域環境，④侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況，その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果等の諸般の事情を総合的に考察して，被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決するのが相当である。

### (2) 被申請人の加害行為の態様，侵害の程度

#### ア 本件駐車場における被申請人車両の稼働状況について

##### (ア) 出庫時の状況

平成24年12月から平成28年10月中旬頃までの間，申請人及び参加人らの各主張（前記第2の2(1)ア(ア)，同(2)ア，同(3)ア(ア)）並びに被申請人の主張（前記第2の2(4)ア(ア)）に加え，杉戸町による1回目の騒音測定の際に本件駐車場において午前4時42分頃から被申請人車両が始動していたこと（前記認定事実(7)），本件駐車場から出庫する被申請人車両の台数は24台程度であったこと（前記認定事実(7)）も併せれば，平成24年12月から平成28年10月中旬頃まで，本件駐車場において午前5時前から被申請人車両が始動し，午前8時頃までの間に24台程度が出庫していたことがわかる。

被申請人は，平成28年10月中旬以降，本件駐車場から出庫する車両を22台程度とし（前記認定事実(10)），平成29年1月中旬以降，本件駐車場から出庫する車両を18台程度とし（前記認定事実(15)），また，平成29年1月下旬以降，本件駐車場からの出庫を午前6時以降とした（前記認定事実(15)）。なお，申請人及び参加人Aの主張どおりであったとしても被申請人車両の始動時刻は概ね午前6時頃となったと

いえる。

(イ) 日中の状況

申請人及び参加人らの各主張（前記第2の2(1)ア(ア), 同(2)ア, 同(3)ア(ア)）並びに被申請人の主張（前記第2の2(4)ア(ア)）によれば, 本件駐車場に駐車している被申請人車両の多くは出庫しており, 日中, 本件駐車場において被申請人車両が稼働していることがあると認められるものの, 日によって変動する上, 被申請人車両の日中の稼働時間等を裏付ける的確な証拠はない。

(ウ) 帰庫時の状況

申請人及び参加人らの各主張（前記第2の2(1)ア(ア), 同(2)ア, 同(3)ア(ア)）並びに被申請人の主張（前記第2の2(4)ア(ア)）によれば, 午後6時から午後8時にかけて本件駐車場に帰庫する被申請人車両が多いが, 午後8時を過ぎてから被申請人車両が帰庫することもあったと認められる。

イ 本件騒音について

杉戸町による1回目の騒音測定（平成28年8月9日）, 杉戸町による2回目の騒音測定（同年10月21日）, 申請人による同年12月9日の騒音測定, 杉戸町による3回目の騒音測定（平成29年7月3日）の各結果（前記認定事実(7), (10), (13), (17)）によれば, 被申請人車両と申請人ら宅との距離の違いにより本件敷地境界付近の騒音レベルは異なるものの, 被申請人車両のエンジン始動時, ブレーキ作動時及び発車時の騒音レベルは一時的に65dB から75dB 程度であり, エンジンを稼働しているときは55dB 程度から60dB 程度であるものもあったと認められ, 杉戸町による2回目及び3回目の各騒音測定において, 本件騒音レベルは $L_{A5}$ で55.2dB から56.6dB であり, 本件騒音規制基準を超過している。

被申請人は, 平成29年3月30日の被申請人による騒音測定結果によ

れば本件敷地境界付近において最大騒音レベルは51.4dBであり、エアブレーキ作動時も50dBを下回った(前記第2の2(4)ア(i),ウ(ウ)i),同年4月13日の被申請人による騒音測定結果によれば本件敷地境界付近において最大騒音レベルは47.8dBであり、暗騒音を含めても常に50dBを下回った(前記第2の2(4)ア(i),ウ(ウ)k)旨主張し、これに沿う証拠(乙9,乙11)を提出する。しかし、被申請人の主張を前提とした各騒音対策を講じた(前記第2の2(4)ウ(ウ))後である平成29年7月3日の杉戸町による3回目の騒音測定の結果によれば、暗騒音の影響が大きい箇所を除外した本件騒音の騒音レベルは最大76dBや $L_{A5}$ で56dBと分析されていること(前記認定事実(17))からすれば、平成29年3月30日や同年4月13日の被申請人による騒音測定結果を本件騒音の日常的な騒音レベルであると評価することは相当ではなく、被申請人の上記主張は理由がない。

ウ 本件振動について

申請人及び参加人Aは前記第2の2(1)ア(ウ)や同(2)ア(ウ)のとおり主張するが、本件振動が本件敷地境界付近や申請人ら宅においてどの程度の振動レベルであるかを示す客観的な証拠はなく、本件振動の程度は不明である。

エ 本件悪臭について

申請人及び参加人Aは前記第2の2(1)ア(エ)や同(2)ア(エ)のとおり主張するが、本件悪臭が本件敷地境界付近や申請人ら宅においてどの程度の強度、濃度又は指数であるかを示す客観的な証拠はなく、本件悪臭の程度は不明である。

(3) 申請人及び参加人Aの被侵害利益の性質と内容

ア 本件騒音による被害

申請人は、前記第2の2(1)イのとおり、本件騒音により睡眠が妨害され、

睡眠不足となっている旨主張し、Cクリニック医師Jから不眠症との診断を受け、平成28年11月19日から治療を受けている（前記認定事実(19)）。また、参加人Aは、前記第2の2(2)イのとおり、本件騒音により睡眠が妨害され、睡眠不足となっている旨主張し、医療法人K会Fクリニック医師Lから、平成28年10月5日以降不眠症との診断を受けて治療中であり、平成29年9月28日、心身症との診断を受けている（前記認定事実(20)）。そこで、本件騒音と申請人の不眠症及び参加人Aの不眠症等との因果関係について検討する。

平成10年5月22日付け中央環境審議会の答申によれば、同審議会は睡眠影響及び会話影響に関する科学的知見を踏まえ、屋内において睡眠影響及び会話影響を適切に防止する上で維持されることが望ましい騒音影響に関する屋内指針を、一般地域における夜間について35dB以下、道路に面する地域における夜間について40dB以下として設定し、騒音に係る環境基準は上記審議会の答申を踏まえて告示されている（前記認定事実(3)）。そして、申請人及び参加人Aの寝室における本件騒音は、甲44号証によれば最大で30dB程度、甲45号証（枝番号を含む。）によれば最大で40dB程度（ただし、動帯特性fastで40dBを超えるのは4時50分26秒、4時59分01秒、5時19分02秒のみであり、数秒のうちに30dBを下回っている。）、甲63号証（枝番号を含む。）によれば概ね33dBから36dB程度であり、これらの騒音レベルは平成10年5月22日付け中央環境審議会の答申により、同審議会が睡眠影響及び会話影響に関する科学的知見を踏まえ、屋内において睡眠影響及び会話影響を適切に防止する上で維持されることが望ましいものとして設定した騒音影響に関する一般地域における夜間の屋内指針35dBをほとんどの時間において下回っている。

なお、甲44号証によれば、申請人及び参加人Aの寝室において、被申



請人車両が稼働していないとされている時間帯の騒音レベルは21 dB から23 dB 程度であることが多いものの、30 dB を超えることもあり、本件騒音以外の騒音によっても寝室内で頻繁に30 dB 前後の騒音レベルに達していることがわかるから、本件駐車場から到達する本件騒音の騒音レベルが30 dB 前後にすぎない場合は申請人や参加人Aの不眠の原因となる騒音が本件騒音であるかどうかを区別することもできない。

そうすると、本件騒音の寝室内の騒音レベルが上記の程度であれば、本件騒音が申請人及び参加人Aの睡眠に影響を及ぼす可能性は低いといえる。

上記寝室内の騒音レベルは被申請人が平成28年10月以降騒音対策を講じた後である同年12月7日及び同月8日の測定結果であるとされているが、各種対策を講じる前の同年8月9日における本件敷地境界付近の最大騒音レベル（76 dB 程度）と、各種の対策が講じられた後の平成29年7月3日における本件敷地境界付近の最大騒音レベル（76 dB 程度）とが概ね同じ程度であることからすれば、平成28年8月3日から平成29年7月3日までの間の本件敷地境界付近における最大騒音レベルは上記と同程度であったと推認でき、これを覆すに足りる事情はない。そうすると、申請人及び参加人Aの寝室における一時的な40 dB 程度の騒音は本件敷地境界付近の最大騒音レベル（75 dB 前後）が寝室に到達した騒音であると考えられるものの、申請人及び参加人Aの寝室における騒音レベルが40 dB を大幅に超えたり、長時間にわたって35 dB 程度に至っていたとは考えにくい（なお、甲21号証の3は本件敷地境界付近において90.2 dB を測定した際の騒音計の写真であるとされているが、これが本件騒音を対象とした騒音レベルであるかどうかは不明瞭である。仮に、これが本件騒音を対象とした騒音レベルであったとしても、杉戸町による1回目の騒音測定（平成28年8月9日）、杉戸町による2回目の騒音測定（同年10

月21日)、申請人による同年12月9日の騒音測定、杉戸町による3回目の騒音測定(平成29年7月3日)の各結果によれば、本件敷地境界付近において75dB前後を大幅に超える騒音レベルは測定されていないから、本件騒音の騒音レベルが本件敷地境界付近において90dBとなるのはごく限られた時間帯にしか生じないと考えられる。)

したがって、本件騒音が申請人及び参加人Aの寝室内において睡眠を妨害するような程度であったとは認められないから、本件騒音により申請人及び参加人Aの睡眠が妨害されたとの蓋然性は低く、本件騒音と申請人の不眠症及び参加人Aの不眠症等との間に相当因果関係があるとは認められない。

以上によれば、本件騒音による申請人及び参加人Aの被害は睡眠を妨害する程度までに達しないレベルの騒音による不快感であるというべきである。

#### イ 本件振動による被害

前記(2)ウのとおり、本件振動の程度は不明であり、申請人及び参加人Aが本件振動を感じていたとしてもこれによる申請人及び参加人Aの被害の程度は不明であるといわざるを得ない。

#### ウ 本件悪臭による被害

前記(2)エのとおり、本件悪臭の程度は不明であり、申請人及び参加人Aが本件悪臭を感じていたとしてもこれによる申請人及び参加人Aの被害の程度は不明であるといわざるを得ない。

#### (4) 地域環境について

申請人ら宅から40mから50m程度の距離に県道〇〇号線があり、埼玉県が国土交通省及びさいたま市と連携して平成27年9月から同年11月にかけて実施した一般交通量の調査によれば、埼玉県杉戸町△△□□□—●地点(本件駐車場付近から県道〇〇号線を約1.2km北上した地点)の車

両の上下線を併せた平日の交通量は、昼間12時間において小型車8764台、大型車858台、合計9622台、夜間12時間において小型車2664台、大型車511台、合計3175台である（前記認定事実(1)）。

そして、県道〇〇号線を車両が通行した際の交通騒音等の本件敷地境界付近における騒音レベルは、50dBから60dB程度のことが多く、65dB程度に達することもあったから（前記認定事実(10)、(13)）、申請人ら宅は、相当程度、県道〇〇号線を通行する車両による交通騒音等の影響を受ける環境にあったといえる。

- (5) 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等について

被申請人が本件駐車場を使用するようになった平成24年12月28日以降、前記(1)アのとおり本件駐車場において被申請人車両が稼働していたことにより前記(1)イの騒音が継続し、平成30年1月末日には本件駐車場の使用を終了したことにより本件駐車場における被申請人車両の稼働自体が終了している（前記認定事実(5)、(18)。なお、前記(2)ウ、エのとおり、本件振動及び本件悪臭の程度は不明である。）。この間、被申請人が本件駐車場から出庫する被申請人車両の台数を減らしたり、出庫時間を遅くしたこと（前記認定事実(15)）、エアブレーキに対して配慮したこと（前記認定事実(6)）、被申請人車両の駐車位置を申請人ら宅から離れたこと（前記認定事実(9)）により、申請人ら宅における本件騒音の頻度や程度が減少したと考えられる（ただし、被申請人車両の台数の減少以外の事情による本件騒音の減少の程度は明らかではない。また、上記対策の前後における本件振動及び本件悪臭の程度は不明であるが、仮に、申請人ら宅に本件振動や本件悪臭が到達していたのであれば、上記対策により本件振動や本件悪臭の頻度及び程度も減少したと考えられる。）。

以上のほか、被申請人は、前記第2の2(4)ウ(ウ)において種々の対策を

講じた旨主張するが、対策を講じたこと自体を裏付ける的確な証拠はなく、対策の効果を裏付ける的確な証拠もない。

#### (6) 総合判断

本件騒音は本件敷地境界付近において騒音規制基準を超えているが（前記(1)イ）、申請人及び参加人Aの寝室内における騒音レベルはほぼ夜間における騒音影響に関する屋内指針（35dB以下）を超えず、本件騒音と因果関係が認められる申請人及び参加人Aの被害は睡眠を妨害する程度までに達しないレベルの騒音による不快感にすぎない（本件振動及び本件悪臭による被害の程度も不明であるが、仮に認められたとしても一定の不快感にすぎない。）。さらに、申請人ら宅は、相当程度、県道〇〇号線を通行する車両による交通騒音等の影響を受ける環境にあったこと（前記(4)）、被申請人が一定の対策を講じ、かつ、平成30年1月末日には本件駐車場の使用を終了していることも考慮すれば、本件騒音、本件振動及び本件悪臭による申請人及び参加人Aの被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものとはいえない。

なお、申請人及び参加人Aは、被申請人が申請人との話し合いを拒絶した旨主張するが（前記第2の2(1)ウ(ウ)、同(2)ウ(ウ)）、前記(1)ないし(3)の各事情や上記の被申請人の対策とその効果に鑑みれば、仮に上記主張内容が事実であったとしても上記判断を覆すものではない。

#### (7) 小括

以上のとおり、申請人及び参加人Aの裁定申請は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

### 3 参加人Bの裁定申請について

#### (1) 被申請人の加害行為の態様、侵害の程度

本件駐車場における被申請人車両の稼働状況は前記3(1)アのとおりである。

参加人Bは前記第2の2(3)ア(i)のとおり主張し、申請人ら宅の本件駐車場側の窓枠や壁面の汚れを撮影した写真(甲38の5から甲38の15まで)を提出するが、本件排気ガスが本件敷地境界付近や申請人ら宅敷地内においてどの程度の濃度であるかを示す客観的な証拠はなく、不明である。

(2) 参加人Bの被侵害利益の性質と内容

参加人Bは大型トラックの排気ガスによる影響により平成28年10月12日にぜん息と診断された旨主張し、同月に医療法人M病院を受診し、気管支ぜん息軽症間欠型との診断を受け、抗アレルギー薬によるぜん息長期管理が行われている(前記認定事実(21))。そこで、本件排気ガスと参加人Bの気管支ぜん息との因果関係について検討する。

車両排気ガス等が気管支ぜん息の悪化因子として認められているほか(前記認定事実(21))、参加人Bの主張(前記第2の2(3)イ)によれば、申請人ら宅にはぜん息の悪化因子である喫煙者や化石燃料を使う暖房器具はなく、犬や猫などのペットは飼育されていないし、参加人Bは食物アレルギーもないため、本件排気ガスが参加人Bの気管支ぜん息の悪化因子の一つである可能性はないわけではない。

しかし、本件排気ガスが本件敷地境界付近や申請人ら宅敷地内においてどの程度の濃度であるかを示す客観的な証拠はなく不明である上(前記(1))、本件駐車場から到達する本件排気ガスを含めた参加人Bの排気ガスのばく露総量も不明であるし、本件排気ガスによる気管支ぜん息の発症機序や蓋然性も不明である。また、前記2(2)アのとおり、本件駐車場における被申請人車両の稼働は、主に、午前8時まで及び午後5時以降であり、平成28年10月当時4歳である参加人Bが上記の時間帯に、長時間にわたり直接本件排気ガスにばく露するとも考えにくい。加えて、申請人ら宅側に到達する本件排気ガスの濃度や量は不明であるが、申請人ら宅から40mから50m程度

の距離に県道〇〇号線があり、埼玉県杉戸町△△□□□一●地点（本件駐車場付近から県道〇〇号線を約1.2km北上した地点）の車両の上下線を併せた平日の交通量は、昼間12時間において小型車8764台、大型車858台、合計9622台、夜間12時間において小型車2664台、大型車511台、合計3175台であり（前記認定事実(1)）、県道〇〇号線を通行する車両の排気ガスも気管支ぜん息発症の一因となり得る可能性は否定できない（もっとも、本件排気ガスと同様、当該車両の排気ガスの濃度や量は不明であるが、申請人Bが日中1人で庭において遊ぶことがあり、その際に排気ガスにさらされることがあった（前記第2の2(3)イ）としても、その排気ガスは県道〇〇号線を通行する車両によるものであると考えられる。）。さらに、証拠（乙12（枝番号を含む。）、乙24、乙25、乙40、乙41）及び審問の全趣旨によれば、被申請人車両が道路運送車両法等の検査に適合しないと認められると認められない。

以上によれば、参加人Bに生じた気管支ぜん息と本件排気ガスとの間の因果関係が立証されたとまではいえない。

- (3) 以上のとおり、参加人Bが主張する被害は本件駐車場の被申請人車両から排出される本件排気ガスによるものであるとまでは認められないから、被申請人の加害行為を原因とする参加人Bの被害自体が認められない。

(4) 小括

以上のとおり、参加人Bの裁定申請は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

#### 4 結論

よって、申請人及び参加人らの裁定申請はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成30年10月9日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 山 崎 勉

裁定委員 高 橋 滋

裁定委員 松 田 隆 利

(別紙省略)